

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

新冠町立新冠小学校 令和6年（2024年）年2月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

新冠小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校 HP を  
御覧下さい。

- 1 いじめの基本的なおさえ
  - (1) いじめの定義
  - (2) いじめに対する基本確認
- 2 本校における基本的な取組
  - (1) いじめ防止の取組
  - (2) いじめ早期発見に向けた取組
  - (3) いじめ解決に向けた取組

新冠小学校  
いじめ対策組織  
の構成や役割

- 1 校内いじめ防止対策委員会  
【構成】校長 教頭 生徒指導担当 養護教諭 該当担任 他  
【役割】いじめ問題発生時の対応策の検討・推進
- 2 緊急いじめ対策委員会  
【構成】校長 教頭 生徒指導担当 養護教諭 該当担任 PTA 会長  
新冠町教育委員会担当者  
【役割】校内組織では対応しきれないいじめ問題に、より専門性や多面性をもって対応する。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- 1 いじめ早期発見に向けた情報収集の多面化
  - ・いじめアンケートの実施(年2回の実施)
  - ・教育相談の実施 等
- 2 いじめ発生時の対応
  - ・事実確認及び情報の共有
  - ・対策チームの設置(いじめの実態分析や対応策の検討)
  - ・被害児童への対応と支援及び加害児童への対応と指導
  - ・保護者及び関係機関との連携
  - ・いじめ解消までの経過観察及び面談による確認 等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の新冠小学校のいじめ対策組織担当は、教頭及び生徒指導担当者です。

連絡先 0146-47-2103 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 <a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
日高教育局教育いじめ相談窓口(電話)	0146-22-1325	



子ども相談支援  
センターイメージ  
キャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例  
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果  
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

